アクセント色（1/４）

|  |  |
| --- | --- |
| 景観計画区域区分※該当する□をチェックしてください。 | □一般地域 |
| 景観形成重点地区 |
| □板橋崖線軸地区 | □石神井川軸地区 | □加賀一・二丁目地区 |
| □常盤台一丁目・二丁目地区 | □板橋宿不動通り地区 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **配慮項目（景観形成基準）** | **チェック欄** |
| **一般地域の場合** |
| **○周辺景観との調和と良好な景観形成への寄与**アクセント色を使用する場合にあっては、下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 | □はい　□いいえ |
| **○アクセント色の色彩基準** |
|  | 区分 | 色彩基準 |  |
|  | 面積の上限 | 外壁各面の12ｍ以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 節度ある使用 | 外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 | □はい　□いいえ |
|  | 使用場所※2 | 建物中低層部である12ｍ以下 の部分で用いる。 | □はい　□いいえ |
|  | 色数 | まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 | □はい　□いいえ |
|  | 彩度の上限※2 | マンセル値を記入してください。

|  |
| --- |
| アクセント色 |
| 色相 | 彩度 | 使用色を記入 |
| 0.0R～5.0Y | 彩度8以下 |  |
| 5.0Y～5.0G | 彩度6以下 |  |
| その他 | 彩度4以下 |  |
| （日本産業規格Z8721に定めるマンセル表色系による） |

 |
| ※２　ただし、区が認める場合には、この限りでない。 |
| **○地域性の考慮　商業地（幹線道路沿道含む）・商店街の場合**にぎわいを演出するため上表の基準を踏まえた色彩計画を行う。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| **○地域性の考慮　商業地（幹線道路沿道含む）・商店街以外の場合**周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| （アクセント色の具体的な配慮事項） | ※（協議事項） |
| （アクセント色の配慮できない理由） | ※（協議事項） |

注　※欄は、記入しない事

アクセント色（2/４）

|  |  |
| --- | --- |
| **配慮項目（景観形成基準）** | **チェック欄** |
| **板橋崖線軸地区、石神井川軸地区、加賀一・二丁目地区の場合** |
| **○周辺景観との調和**下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。 | □はい　□いいえ |
| **○良好な景観形成への寄与**建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 | □はい　□いいえ |
| **○アクセント色の色彩基準** |
|  | 区分 | 色彩基準 |  |
|  | 面積の上限 | 外壁各面の12ｍ以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 節度ある使用 | 外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 | □はい　□いいえ |
|  | 使用場所※2 | 建物中低層部である12ｍ以下 の部分で用いる。 | □はい　□いいえ |
|  | 色数 | まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 | □はい　□いいえ |
|  | 彩度の上限※2 | マンセル値を記入してください。

|  |
| --- |
| アクセント色 |
| 色相 | 彩度 | 使用色を記入 |
| 0.0R～5.0Y | 彩度8以下 |  |
| 5.0Y～5.0G | 彩度6以下 |  |
| その他 | 彩度4以下 |  |
| （日本産業規格Z8721に定めるマンセル表色系による） |

 |
| ※２　ただし、区が認める場合には、この限りでない。 |
| **○地域性の考慮**周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。 | □はい　□いいえ |
| （アクセント色の具体的な配慮事項） | ※（協議事項） |
| （アクセント色の配慮できない理由） | ※（協議事項） |

注　※欄は、記入しない事

アクセント色（3/４）

|  |  |
| --- | --- |
| **配慮項目（景観形成基準）** | **チェック欄** |
| **常盤台一丁目・二丁目地区の場合** |
| **○周辺景観との調和**下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。 | □はい　□いいえ |
| **○良好な景観形成への寄与**建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 | □はい　□いいえ |
| **○アクセント色の色彩基準** |
|  | 区分 | 色彩基準 |  |
|  | 面積の上限 | 外壁各面の10ｍ以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 節度ある使用 | 外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 | □はい　□いいえ |
|  | 使用場所※2 | 建物中低層部である10ｍ以下 の部分で用いる。 | □はい　□いいえ |
|  | 色数 | まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 | □はい　□いいえ |
|  | 彩度の上限※2 | マンセル値を記入してください。

|  |
| --- |
| アクセント色 |
| 色相 | 彩度 | 使用色を記入 |
| 0.0R～5.0Y | 彩度8以下 |  |
| 5.0Y～5.0G | 彩度6以下 |  |
| その他 | 彩度4以下 |  |
| （日本産業規格Z8721に定めるマンセル表色系による） |

 |
| ※２　ただし、区が認める場合には、この限りでない。 |
| **○地域性の考慮　ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の場合**にぎわいを演出するような色彩計画を行う。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| **○地域性の考慮　中層住宅地及び低層住宅地の場合**品位と温かみのある落ち着いた住宅地に配慮し、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| （アクセント色の具体的な配慮事項） | ※（協議事項） |
| （アクセント色の配慮できない理由） | ※（協議事項） |

注　※欄は、記入しない事

アクセント色（４/４）

|  |  |
| --- | --- |
| **配慮項目（景観形成基準）** | **チェック欄** |
| **板橋宿不動通り地区の場合** |
| **○周辺景観との調和**下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。 | □はい　□いいえ |
| **○アクセント色の色彩基準** |
|  | 区分 | 色彩基準 |  |
|  | 面積の上限 | 外壁各面の12ｍ以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。 | □はい　□いいえ |
|  | 節度ある使用 | 外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 | □はい　□いいえ |
|  | 使用場所※2 | 建物中低層部である12ｍ以下 の部分で用いる。 | □はい　□いいえ |
|  | 色数 | まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 | □はい　□いいえ |
|  | 彩度の上限※2 | マンセル値を記入してください。

|  |
| --- |
| アクセント色 |
| 色相 | 彩度 | 使用色を記入 |
| 0.0R～5.0Y | 彩度8以下 |  |
| 5.0Y～5.0G | 彩度6以下 |  |
| その他 | 彩度4以下 |  |
| （日本産業規格Z8721に定めるマンセル表色系による） |

 |
| ※２　ただし、区が認める場合には、この限りでない。 |
| **○地域性の考慮**地域性を考慮し、商店街としてのにぎわいの演出に努めるとともに、宿場町らしさが感じられる色彩計画を行う。 | □はい　□いいえ |
| （アクセント色の具体的な配慮事項） | ※（協議事項） |
| （アクセント色の配慮できない理由） | ※（協議事項） |

注　※欄は、記入しない事